

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画（概要版）

1. 計画の概要

● 背景・目的

国は、平成12年（2000年）に策定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携をはかりつつ、その地域の実状を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する（第5条）」と規定しました。

このような中、本市では、さまざまな人権問題に対応するため、平成21年（2009年）3月に、平成30年度（2018年度）までの10年間を計画期間とする第1次人権教育・啓発基本計画を策定し、人権尊重社会の実現に向けた人権教育啓発の取組を進めてきたところです。

引き続き、より効果的な人権教育・啓発を行い、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていく必要があることから、第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」を策定します。

● 計画の位置づけ



● 計画期間

※総合計画に合せ10年から8年に変更

令和2年度（2020年度）～令和9年度（2027年度）

8年間

※ ただし、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

2. 本市の人権を取り巻く状況

● 検証と現状

平成21年度(2009年度)策定の「第1次基本計画」に基づき、平成30年度(2018年度)までの10年間に女性や高齢者、同和問題や水俣病等の人権問題について、様々な手法により教育・啓発を実施するとともに、毎年、人権関係の施策の実施状況について関係する課と外部委員による推進会議により、その結果等について検証してきました。

アンケートの結果では、自分自身への人権侵害は改善されてきているが、一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合は十分な成果が上がっているとは言えない状況です。

また、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNS等の普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティへの差別・偏見、さらには災害に伴う人権問題やヘイトスピーチが社会問題になっており、継続して啓発への取組が必要となっています。

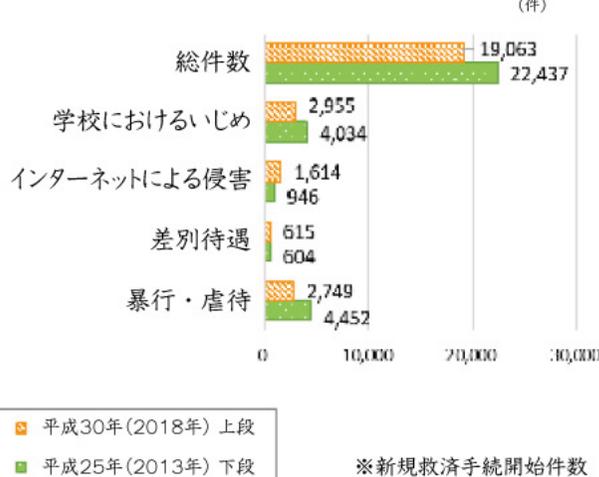
総合計画に係る市民アンケート調査結果



どの人権問題に関心があるか
(熊本市人権に関する市民意識調査)



人権侵犯事件の統計(全国) 法務局調べ(件)



3. 計画の基本的考え方

● 基本理念

すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分もとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと

※国連の「世界人権宣言」及び日本国憲法の精神にのっとり設定した第1次熊本市人権教育・啓発計画の基本理念を継承しています。

● 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

① 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権意識の高揚に努めるとともに、それぞれの役割等を明確にし、市や行政機関等と連携し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

② 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識し、この理念を基調とした施策や事業を推進していきます。

③ 人権感覚豊かな市職員の育成

職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育てていくための研修をとおして人権感覚を磨き、育てていきます。

④ 関係機関等との連携強化

近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携を強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めます。

⑤ ヘイトスピーチへの迅速な対応

※新しい項目として記載

ヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携して、事象の確認や研修会の開催等、迅速な対応を実施します。差別事象が頻繁に発生し、本市や関係機関からの要請等を行っても改善されない場合は、条例の制定の検討を行うなど、厳しく対応していきます

● 検証指標

基本理念にある社会を実現するため、2つの検証指標及び検証値を定め、市民意識調査からその達成度を把握し、より効率的・効果的な施策を推進していきます。

検証指標	基準値 2018年度 (平成30年度)	検証値 2023年度 (令和5年度)	検証値 2027年度 (令和9年度)
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合(%)	43.5	47.0	55.0
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合(%)	88.1	92.0	95.0

4. 分野別人権問題への取組

私たちの身の回りには、未だ数多くの人権問題が存在し、社会の情勢の変化とともに新たな人権問題も発生しています。各分野別の人権問題については、それぞれの社会的背景や、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、基本方針に応じた取組を推進します。

項目	基本方針	施策	第1次計画からの見直し点
1 女性に関する問題	あらゆる暴力を許さない社会の実現	①暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり ②DV相談体制の強化と被害者の自立支援	
2 子どもに関する人権問題	関係機関等と連携による子どもの人権尊重	①児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実 ②社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への理解と支援 ③家庭・地域等と連携した人権教育の推進 ④学習内容・方法等の改善・充実	
3 高齢者に関する人権問題	「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現	①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発 ②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族の支援 ③高齢者虐待の防止と対応 ④成年後見人制度等による高齢者の権利擁護	
4 <u>障がいのある人</u> に関する人権問題	障がいへの理解促進と権利擁護の推進	①障がいのある人に対する理解の促進 ②障がいのある人への虐待防止 ③手話言語条例制定への取組 ④障がいのある人の働きやすい職場環境の整備	「障がい者」から「障がいのある人」に表現を変更
5 <u>同和問題（部落差別）</u>	市民一人ひとりが同和問題（部落差別）への正しい理解と認識を深める	①研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解 ②関係機関・関係団体等との連携による啓発活動	（部落差別）を加筆
6 外国人に関する人権問題	多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用	①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成 ②外国人に対する支援の充実 ③地域を担うグローバルな人材の育成	
7 性的マイノリティに関する人権問題	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	①性的マイノリティへの支援・社会参画の促進	「少数者」から「マイノリティ」に表現を変更
8 水俣病に関する人権問題	水俣病に対する正しい理解のための啓発推進	①市民・企業・団体への啓発の推進 ②学校における取組の推進	
9 <u>ハンセン病回復者とその家族</u> に関する人権問題	ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者等に対する理解の深化	①市民に対する啓発の推進 ②小・中学校における学習の推進 ③教職員に対する研修・啓発の推進	「元患者」から「回復者とその家族」に表現を変更

4. 分野別人権問題への取組（つづき）

項目	基本方針	施策	第1次計画からの見直し点
10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題	市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、感染者との共存について理解する	①啓発活動の推進 ②相談・検査業務の充実	
11 刑を終えた出所者等に関する人権問題	刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発	①社会を明るくする運動等を通じた市民への啓発 ②再犯防止に向けた関係機関・団体との連携	
12 犯罪被害者に関する人権問題	犯罪被害者に関する人権啓発	①犯罪被害者等支援の関係機関・団体と連携した啓発活動 ②「公益財団法人 くまもと被害者支援センター」の活動支援	
13 インターネットによる人権問題	個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供	①情報セキュリティポリシー見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等 ②学校教育における取組 ③市民を対象とした啓発活動への取組	
14 災害に関する人権問題	災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認	①講演会等による災害経験の継承 ②災害時の要配慮者への配慮の優先 ③福祉避難所の体制整備 ④要配慮者等に配慮した避難所づくり	熊本地震の経験等加筆
15 アイヌの人々に関する人権問題	アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する	①伝統文化の理解 ②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動	
16 難病患者に関する人権問題	難病患者・家族への相談・支援の充実	①指定難病医療費助成の実施 ②難病相談支援センターの設置 ③難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発推進 ④医療費相談・訪問相談事業等の実施	新たに項目を追加
17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発推進	①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知	
18 ホームレスの人々に関する人権問題	ホームレスの人たちへの自立支援と偏見・差別意識の解消	①自立支援への取組 ②偏見・差別意識の解消	
19 自死遺族に関する人権問題	自死遺族等への相談支援と理解促進	①自死遺族等への相談支援 ②自死遺族グループミーティングの開催 ③自死遺族への理解促進	
20 様々な人権問題	様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める	①教育・啓発の推進と問題への対処	新たに項目を追加（ハラスメントの記載）

※20の分野別人権問題の進捗管理については、「熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議」において実施してまいります。

5. 計画の推進

人権教育・啓発の主体とその取組

市、家庭、地域、学校、職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取組を示します。

人権教育・啓発の推進

	1 市役所（行政）がすべきこと	・関係団体や近隣自治体との連携、各種施策の実施と職員の研修による人材育成、市管理施設のバリアフリー化及び民間団体等への「バリアフリー法」「障害者差別解消法」の周知
	2 家庭（家庭教育）にできること	・幼児期の人権尊重教育と保護者自身の偏見・差別の根絶
	3 地域（社会教育）にできること	・地域団体による地域の実情に合わせた啓発活動の実施
	4 保育所等・幼稚園にできること	・園児への人権教育と教職員、保育士に対する人権教育
	5 学校（小・中・高校等）にできること	・児童・生徒への人権教育と教職員に対する人権教育
	6 事業所・職場等にできること	・人権が尊重される職場づくりと職場内研修や相談体制の整備
	7 福祉施設や保健・医療施設にできること	・実践に即した人権研修、学習の継続的な実施
	8 マスメディアにできること	・報道等による人権尊重理念の普及と人権に配慮した取材・報道

推進体制

- 熊本市人権啓発市民協議会との協働による事業の推進
- 熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携による事業の推進
- 熊本人権擁護委員協議会との連携による事業の推進
- 熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議による評価・意見・方策の提案

